

売買取引の条件について (令和7年5月22日時点)

神港魚類株式会社では、卸売市場法及び神戸市中央卸売市場業務条例等に基づき、以下の通り、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

当社ホームページで公表している「神戸市中央卸売市場カレンダー」及び「明石公設地方卸売市場カレンダー」の通りです

(2) 営業時間(＝卸売開始時間～卸売終了時間)

午前3時～午後3時

2 取扱品目

業務条例第6条第1項に従い、以下の物品を取り扱っています。

生鮮水産物及びその加工品並びに神戸市長の定める食料品

3 生鮮食料品等の引き渡しの方法

卸売をおこなった卸売場での引き渡しを原則とします。

4 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

各取引先様との協議の上決定

(2) 支払方法

現金、小切手、手形、送金その他各取引先様との協議の上決定した方法

5 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭

各取引先様との協議の上決定

6 その他の条件

当社ホームページで公表している受託契約約款に記載